

滋賀医科大学実験実習支援センター機器利用遵守事項

滋賀医科大学実験実習支援センターに設置の機器について、機器利用申請者（以下「甲」という。）が滋賀医科大学（以下「乙」という。）から別紙利用申込書に記載の機器（以下「物品」という。）の利用許可を受ける場合、甲が遵守する事項は次のとおりとする。

第1 甲は、利用料金計算書に示す金額を、乙が指定する日までに、乙の指定する方法によって利用許可期間分を一括して支払わなければならない。許可時の利用料金以外に甲との合意のもとで行う追加の機器利用、分析等に関わる利用料金も加算して支払うものとする。

第2 乙は、本業務により知り得た甲の全事項について、その機密を保持するものとする。なお、本事項は許可期間終了後も継続するものとする。ただし、既に公知となったもの、既に乙が自ら所有していたものについてはこの限りでない。

第3 甲及び乙は本業務の実施により発明等が生じた場合は、速やかに相互に通知しなければならない。

2 発明が甲又は乙単独で完成されたものであるときは、当該発明及びこれに基づき取得される知的財産権は甲又は乙の単独所有とする。

3 発明が甲乙共同で完成されたものであるときは、当該発明及びこれに基づき取得される知的財産権は甲乙共有とする。

第4 本業務の実施により得られた分析データ等は、甲の自己責任により利用するものとする。この分析データ等により甲に損害等が生じた場合は、甲の自己責任とし乙は責任を負わないものとする。

第5 本業務の実施により得られたデータ等を甲が公開する場合は、乙に公開する文書等を示し許可を得なければならない。

第6 甲は、利用の許可を受けた物品を第三者に利用させ、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

2 甲は許可を受けた物品以外の機器を許可無く利用してはならない。また、甲は、許可された日時、実験室のみ利用することができる。

第7 甲は、利用の許可を受けた物品に対し、善良な管理者の注意義務をもって利用しなければならない。

第8 物品の利用に際して、乙の職員の指示に従い、乙の利用規則を守り、学内利用者との協調を図り物品及び実験室を利用するものとする。

第9 甲は、故意又は重大な過失により、物品を滅失し、若しくは損傷し、乙に損害を与えた場合は損害賠償の責を負う。また、物品が、故障・破損等した場合の修理等に必要な経費を負担しなければならない。

上記各事項に定めのない事項について、これを定める必要があるときは甲乙協議のうえ定めるものとする。